

平成 26 年 5 月 30 日

平成 27 年度補助事業の考え方について（公益補助事業部分抜粋：案）

JKAは、本年 4 月 1 日、全国 43 ヶ所に展開する競輪場での公正かつ安全な開催運営業務を担う競輪競技実施部門、競輪情報システム部門と統合し、競輪・オートレースの中核団体として改めてスタートいたしました。

これまで、JKAは競輪・オートレースの売上の一部により、機械工業振興補助事業、公益事業振興補助事業を通じて様々な分野を支援し、競輪・オートレースの収益を広く社会に還元し、社会貢献を果たしてきました。

JKA補助事業が対象とする範囲は広く、JKAからの補助を真に必要としている分野、補助事業による成果・効果が大きい分野を見極めつつ、継続してきめ細やかな支援に取り組む一方、常に変化する時代が生み出す新たな要請に対しても可能な限り応えていくことが必要とされています。

今回、平成 27 年度補助方針の策定にあたっては、平成 23 年度・平成 24 年度補助事業の評価、これまでの意見・審査状況等に加え社会環境の変化に配慮し検討を行います。

競輪の売上については底打ちへの期待感が膨らむものの、オートレースについては依然非常に厳しい状況にあります。

こうした中で、引続き補助事業の成果・効果を高めるため、これまでの補助事業に対する考え方を踏襲しつつ補助事業内容の見直しを行い、平成 27 年度の補助事業については、以下の内容を中心に実施します。

I. 平成 27 年度補助事業全般について

1. 機械・公益共通

- (1) 広範囲である現在の補助メニューについては、安定的な補助事業とするため原則踏襲します。
- (2) 福祉と工学の連携等、機械枠・公益枠の双方の領域にまたがる事業や研究活動に関する申請内容や問合せが増えていることなどから、機械枠・公益枠の類似補助メニューについて、補助率の見直しを含めた再整理を行い、より多くの申請に対応できるように改めます。
- (3) 安全・安心な社会・地域づくり、仕組みづくりに関する事業並びに安全・安心を社会にもたらす機械技術に関する事業を重点的に支援します。
- (4) グローバル化に対応するための人材育成につながる事業に引続き注目して支援します。

2. 補助メニューの一部見直し

補助事業の成果・効果を高めるため、分野別補助メニューの一部見直しを図ります。
なお、主な内容は以下の通りです。

(1) 機械関係

(平成 26 年 6 月 12 日第 1 回機械振興補助事業審査・評価委員会にて審議のため省略)

(2) 公益関係

- ・地域の中で共生できる社会の実現を目指す事業を支援します。
- ・2020 年東京オリンピック・パラリンピック開催決定を踏まえ、自転車競技の競技力向上につながる事業を支援します。
- ・「新世紀未来創造プロジェクト」については、対象事業を拡大することで更なる活用を図ります。

3. 補助事業審査関係（機械・公益共通）

継続事業（複数年事業を含む）については、前年同様、過年度の成果を踏まえて審査を行います。特に申請書類の記述内容を解り易いものに改め、審査時における当該事業の実績や問題点の改善状況などを平易に把握できるよう改善します。

なお、JK A 補助事業の向上を図るために、事業者に対して P D C A サイクルへの理解及び自己評価制度の主旨について引続き理解と協力を促していきます。

II. 平成 27 年度補助事業の分野別留意点について

1. 機械工業振興補助事業

(平成 26 年 6 月 12 日第 1 回機械振興補助事業審査・評価委員会にて審議のため省略)

2. 公益事業振興補助事業

(1) 公益の増進

「自転車・モーターサイクル」「文教・社会環境」「国際交流」「体育・スポーツ」「医療・公衆衛生」について、以下に挙げる点に留意しつつ、重点事業または一般事業として引続き支援する。

① 自転車・モーターサイクル（重点事業）

競技力向上に資する自転車・モーターサイクル競技は、競輪振興法人、オートレース振興法人として継続して注力していくべき分野であることから、引続き支援する。

中でも 2020 年の東京オリンピック開催に向け、自転車競技（特にケイリン種目）の競技力向上に配慮する。

② 文教・社会環境（重点事業）

現在、「文教・社会環境」は重点事業と一般事業のそれぞれに補助メニューが設定されているが、重点事業については「社会環境」に特化し、更に重点事業の

例示について他の補助メニューとの整合を図り、安全・安心な社会づくりを目指す活動や地域社会の安全・安心に資する活動について重点的に支援する。

③ 国際交流（重点事業）

グローバル化に対応するための人材育成を通じた国際交流活動に対して引き続き支援する。

④ スポーツ

「スポーツ基本法」の基本理念を踏まえた事業に引き続き支援するとともに、目的別にメニューを再設定する。

⑤ 医療・公衆衛生

難病に関する研究機器の適合性について、従来「難病指定」を原則としていたが、難病に指定されていない希少難病も対象に含める。

⑥ 文教・社会環境

これまで重点事業の「文教・社会環境」で支援していた一部の活動（親と子のふれあい交流活動、地域に根ざした自然・文化・遊び体験活動）について、当該分野に移行する。

なお、自転車駐輪場の整備については現行当該分野で支援しているが、ICT等を活用するなど新たな技術を導入した駐輪場の整備を支援するため、機械工業振興補助事業の分野に移行する。

※駐輪場の整備の取扱いは、機械振興補助事業審査・評価委員会を踏まえた検討項目

⑦ 新世紀未来創造プロジェクト

より多くの要望を喚起するため、児童・生徒が参加・体験を通じ地域共生型社会の実現を目指す力を身につける社会福祉活動について新たに支援する。

(2) 社会福祉の増進

「児童」「高齢者」「障害者」「幸せに暮らせる社会を創るための活動や車両・機器等の整備」について、以下の点に留意し引き続き支援する。

中でも「児童」「高齢者」「障害者」については、それぞれの視点に立ちつつ地域の中で結び付け共生できる社会の実現を目指す活動に着目して支援する。

① 児童

虐待防止のための取り組みについて引き続き配慮する。

また、地域ぐるみで子どもの健やかな成長を育む活動に配慮する。

② 高齢者

認知症予防や独居高齢者対策、地域包括ケアなど、高齢者をめぐる新たな問題について引き続き配慮する。

③ 障害者

障害者福祉及び補助犬やバリアフリーなど、障害者の社会参加を通じ共生社会の実現に向けてサポートする取り組みについて引き続き配慮する。

④ 「児童」「高齢者」「障害者」の複合領域による地域社会支援

上記①～③カテゴリーで括ることのできない地域共生型社会を目指す活動についてその対象を検討する

⑤ 幸せに暮らせる社会を創るための活動や車両・機器等の整備

その他福祉活動事業について、これまで重点事業の「文教・社会環境」で支援していた一部の活動（引きこもり・不登校に対する支援、弱者をいじめ、暴力及び事故や犯罪から守るための活動）について、当該分野に移行し補助率（2/3→3/4）を見直す。

(3) 非常災害の援護

大規模自然災害に備え、引続き援護・支援する。

(4) 地域振興（東日本大震災復興支援）

東日本震災復興支援活動は、地域の取り巻く環境の変化など様々なニーズに対応し 3 年が経過したが、引続き支援していくため、「地域振興」の中に含まれていた「東日本大震災復興支援」をメニュー化する。

(5) 緊急事業への支援

通年で申請ができる同事業（実施時期に対応しなければ事業効果が得られない事業に限定）は、申請する側にとって分かりづらいことから、これを「特別支援事業」に改め、引続き実施する。